

令和4年度浜田市立三隅中学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本意識に立ち、本校の生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができ、いじめのない学校を創るために「三隅中学校いじめ防止基本方針」の策定を行う。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 生徒、職員の人権感覚を高める。
- 生徒と生徒、生徒と職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

1 いじめとは（法第2条を参考に）

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめ防止のための取組

○生徒に対して

- ・生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感を育てる。
- ・「いじめは絶対に許されないこと」という認識を生徒が持つよう様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、まわりの大人や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ・思いやりの心や生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動の指導を通して育む。

○職員に対して

- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒が自己実現を図れるような授業を日々行うことに努める。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・職員が「いじめは絶対に許さない」という姿勢をもっていることを、様々な活動を通して生徒に示す。
- ・生徒一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。

- ・生徒や保護者からの話を親身になって聴く。
- ・問題を抱え込まないで、学年部での共有や管理職への報告など組織で対応を行う。

○学校全体として

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という風土をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査等を学期に1回以上実施し、結果から生徒の様子の変化などを職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について職員の理解を深め、実践力を高める。
- ・学校として「いじめは絶対に許されない」ということ、「いじめ」に気付いたときには、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを生徒に伝える。
- ・「いじめは絶対に許さない」という取組を生徒会で行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

○保護者・地域に対して

- ・生徒が発する変化のサインに気付いたら、担任をはじめ、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、様々な場面で伝えて、理解と協力をお願いする。

3 早期発見・早期対応の在り方

- ・生徒の様子を、担任をはじめ多くの職員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる生徒には、職員は積極的に声をかけ、生徒に安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活の悩みの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。
- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・いじめの訴え（生徒や保護者からの）には、親身になって聴き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢で対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた職員は、管理職へ報告するとともに「いじめ防止対策委員会」を通して校内で情報を共有するようにする。
- ・職員が気付いたり生徒や保護者からの相談があったりした「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとで行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

4 教育相談体制・生徒指導体制の確立

- ・校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭とする。
- ・いじめ、体罰、ハラスメントの相談窓口を設置し、保護者、生徒に周知する。
- ・毎月、生徒指導連絡、生徒支援連絡を行い、必要に応じてケース会議を行う。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関する事を協議する。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議して行う。

5 職員の資質向上に資する校内研修の充実

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

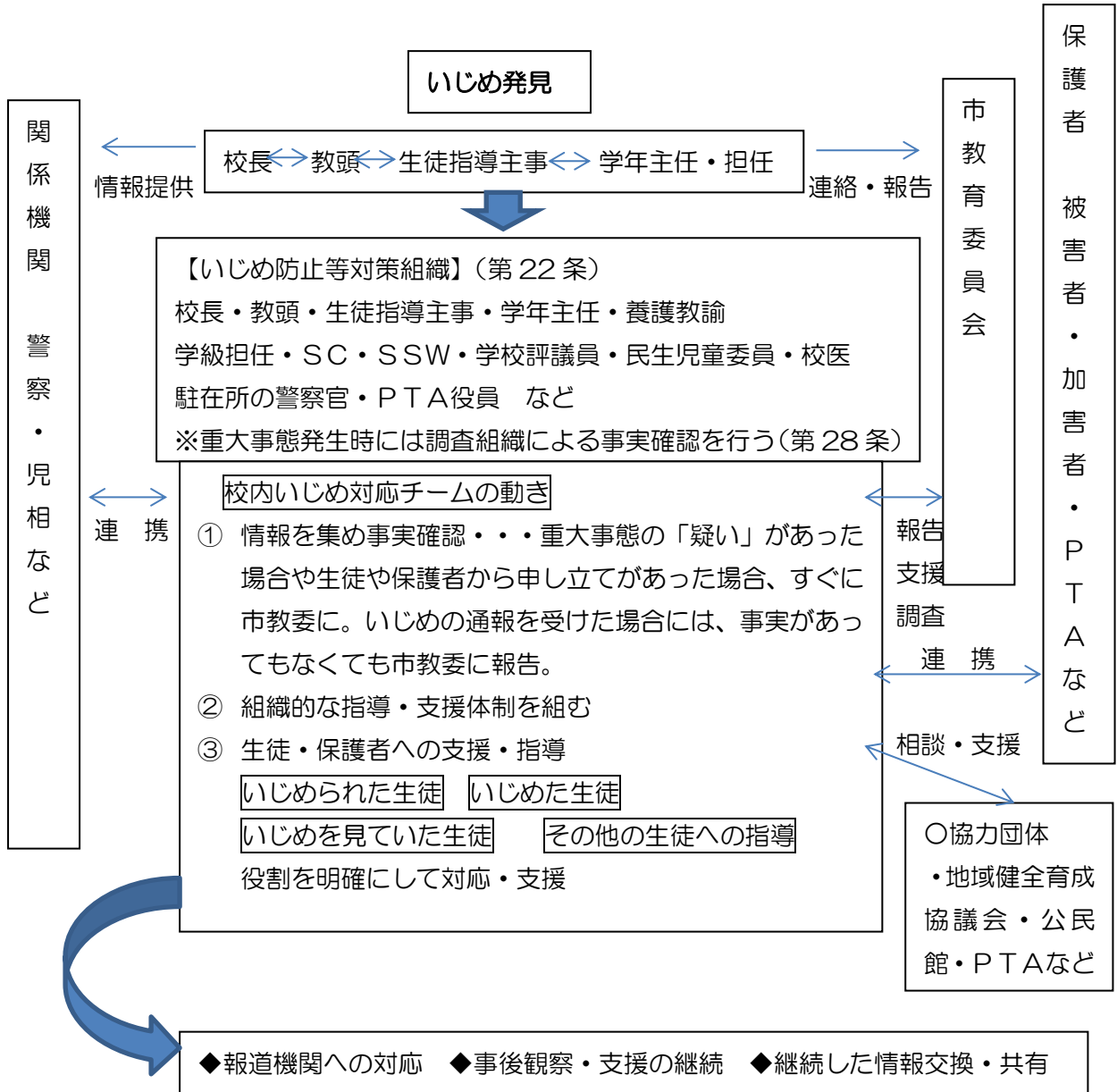
6 年間の取組計画

月	内 容	備 考
4月	学校基本方針の確認、PTA総会での説明	いじめ、体罰、ハラスメント相談窓口のお知らせ文書配布 生徒会人権宣言の確認
5月	いじめ防止対策委員会（1） 教育相談	教育相談アンケート
6月	教育相談	教育相談アンケート アンケートQ-U
7月		
8月	校内研修会	定期的なミニ研修と研修会の 計画 アンケートQ-U研修
9月		
10月	教育相談	アンケートQU 教育相談アンケート
11月	教育相談 人権集会の取組	教育相談アンケート
12月	学校評価アンケート	アンケート実施
1月	いじめ防止対策委員会（2）	
2月	教育相談	教育相談アンケート
3月		

7 いじめ防止基本方針の評価

- 年度毎の取組について、生徒・保護者からのアンケート調査、職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

8 いじめ対応の手順



【いじめ防止基本方針及び
いじめ防止対策委員会設置のためのチェックリスト】

《チェックリスト》

項目	チェック	番号	内 容
学校いじめ防止基本方針の策定	<input type="checkbox"/>	(1)	・国や県の基本方針を基に、学校いじめ防止基本方針を策定している。
	<input type="checkbox"/>	(2)	・基本方針を策定する上で、保護者や地域が参画している
	<input type="checkbox"/>	(3)	・基本方針には、目指す子ども像やいじめの防止、早期発見、対処等の取組を具体的に示している。
	<input type="checkbox"/>	(4)	・児童会活動や生徒会活動など、児童生徒の主体的かつ積極的な参加ができる内容となっている。
	<input type="checkbox"/>	(5)	・PTAや関係機関と連携したいじめ防止等の内容となっている。
	<input type="checkbox"/>	(6)	・基本方針は、年度始めに保護者へ説明したり、学校のホームページ上で公開したりして、理解を得るよう努めている。
いじめ対策委員会の設置	<input type="checkbox"/>	(7)	・「いじめ対策委員会」を設置している。
	<input type="checkbox"/>	(8)	・構成員として、複数の職員その他、必要に応じて外部専門家や地域関係者等を活用している。
	<input type="checkbox"/>	(9)	・定例会議を毎月1回開催する等、計画的かつ実効的な運用に努めている。
	<input type="checkbox"/>	(10)	・いじめ等に関する情報の収集や共有、その対応等、役割分担を具体的に示している。
総括	<input type="checkbox"/>	(11)	・年度末には、基本方針及び対策委員会の取組を評価し、必要に応じて修正している。